

**アクサ生命健康保険組合
健康診査等補助金規程 新旧対照表**

新	旧
(健康診査等の範囲) 第2 条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。 (1) 人間ドック：(略) (2) 脳ドック：(略) (3) インフルエンザ予防接種 (略) (4) 生活習慣病健診 (略) (5) <u>禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入 ただし、対象者は被保険者に限る。</u> (補助金支給要件) 第3 条 補助金の支給を受けようとする者は、その年度の4月1日に組合に在籍し、かつ、受診等したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、次の要件を満たしていなければならない。 (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診 (略) (2) インフルエンザ予防接種 (略) (3) <u>禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入 ただし、禁煙外来は禁煙外来の保険診療適用条件を満たしていること、禁煙補助薬は日本国内で販売されている医薬品でなければならない。また、過去に当補助を受けたことがなく、補助金を支給する(事業主の給与支給)際に、在籍している被保険者に限る。</u> (補助金の支給限度額および回数) 第4 条 補助金の額は、第2 条に基づき、受診者1 人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。 (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診 (略) (2) インフルエンザ予防接種 (略) (3) <u>禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入 被保険者に限り、15,000円を限度として、支給するものとする。</u> (補助金の支給限度額および回数) 第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。 (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診 (略) (2) インフルエンザ予防接種 (略) (3) <u>禁煙外来の受診、禁煙補助薬の購入 別に定める申請書等に所定事項を記入し、次の書類を添付の上、提出するものとする。 イ. 支払領収証(原本)、ただし、禁煙外来の場合はコピー可</u>	(健康診査等の範囲) 第2 条 組合が補助する健康診査等の範囲は次のとおりとする。 (1) 人間ドック：(略) (2) 脳ドック：(略) (3) インフルエンザ予防接種 (略) (4) 生活習慣病健診 (略) (補助金支給要件) 第3 条 補助金の支給を受けようとする者は、その年度の4月1日に組合に在籍し、かつ、受診したとき、現に被保険者または被扶養者の資格を有し、次の要件を満たしていなければならない。 (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診 (略) (2) インフルエンザ予防接種 (略) (補助金の支給限度額および回数) 第4 条 補助金の額は、第2 条に基づき、受診者1 人当たり、それぞれ次に掲げる金額および支給回数を限度として、その実費相当額を支給するものとする。 (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診 (略) (2) インフルエンザ予防接種 (略) (補助金の支給限度額および回数) 第5条 補助金の支給申請は次のとおりとする。 (1) 人間ドック、脳ドック、生活習慣病健診 (略) (2) インフルエンザ予防接種 (略)
附 則 (第2条、第3条、第4条、第5条の変更) この規程は、平成30年5月1日から施行する。	